

2023 年度

損害保険契約仕様書

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構

【基本事項】

- 保険契約者 : 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 理事長 岩中 督(イワナカタダシ)
- 住所 : 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3 埼玉県衛生会館 3 階
- 電話番号 : 048-830-5970
- 被保険者 : 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 理事長 岩中 督、埼玉県
- 保険期間 : 2023 年 4 月 1 日午後 4 時より 2024 年 4 月 1 日午後 4 時まで(1 年間)
- その他 : ①保険始期より保険料支払い時まで免責期間のないよう「保険料支払猶予特約(独立行政法人用)」を付帯する。
- ②本仕様書の内容を満たすものである場合、保険種目、特約条項等の名称は問わない。
- ③本契約の契約手続きについては、本機構が指名している保険仲立人を起用して媒介されるものとする。落札後 1 週間以内に、仕様書通りの保険契約申込書(特約条項等を添付すること)一式を保険仲立人に提出し確認を受けること。

1. 財産保険(火災保険)

- (1) 保険種目 : 普通保険約款でオールリスク型の保険種目とする。
- (2) 保険の目的 : 被保険者が日本国内に所有する全ての固定資産
* 資料 1「財産保険目的明細書」、資料 2「明記物件明細表」
* 一部物件については埼玉県との共有財産 (持分割合は明細書記載)
であり当該物件は被保険者連名とする。
①建物(基礎を含む)およびこれに付帯する設備一式
(電気・空調・給排水・衛生・ガス・昇降機等)
②機械設備・装置、医療機器、什器・備品一式
③屋外設備・装置
④門、塀もしくは垣又は物置、車庫その他の付属建物
(ただし、舗装、緑化施設、橋梁などの土木構築物を除き共同溝を含む)
⑤美術品、書画、図書、模型等一式
- (3) 契約方式 : ①複数敷地内特殊包括契約
②支払限度額設定方式
③免責金額設定方式
- (4) 担保危険 : ①火災、落雷、破裂・爆発
②風災、ひょう災、雪災
③車両・航空機の衝突
④給排水設備の事故による水濡れ
⑤騒擾・労働争議
- (5) 保険金額 : 131, 931, 733千円(再調達額)
(建物 98, 107, 026千円、什器等 33, 824, 707千円)
- (6) 支払限度額 : ①の損害 20, 000, 000千円／一事故
①以外の損害 1, 000, 000千円／一事故
(通貨、預貯金証書、印紙、小切手の盗難 : 50, 000千円／一事故)
なお、通貨、預貯金証書、印紙、小切手は、建物内保管中の盗難のみを補償するものであり、目的明細書には記載されていない。
- (7) 免責金額 : 200千円／一事故(エクセス方式)
- (8) 損害保険金 :
- ①損害保険金
 - ②臨時費用保険金 : 損害保険金×30%(1事故1構内5,000千円限度)
 - ③残存物取片付け費用保険金 : 損害保険金×10%限度(実額)
 - ④修理付帯費用保険金 : 損害復旧にあたり、必要かつ有益な修理付帯費用
保険金額(一構内)の30%または、50,000千円のい
ずれか低い額が限度(実額)
 - ⑤失火見舞費用保険金 : 上記(4)担保危険①の事故により他人の財物に損害
を与え見舞い費用を必要としたとき。

1 被災世帯数 200 千円(保険金額(一構内)の 20%限度)

※地震火災費用保険金は不担保

(9) 主な免責事由 :

- ① 保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人(法人の業務を執行するその他の機関)による故意もしくは重大な過失又は法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏を害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
- ③ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防又は避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではない)
- ⑥ 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化(保険の目的である機械、設備又は装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、劣化又はボイラースケールを含む)又は性質による蒸れ、変色、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由又はねずみ喰いもしくは虫喰い等によって生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動又は隆起によって生じた損害

(10) その他

① 保険期間中の追加物件の自動担保

保険金額の 30%以内(または、50 億円のいずれか低い方)の追加物件については、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件の取得日から保険期間満了日までの期間は、自動補償限度額の範囲内で自動担保とする。(なお、保険期間終了時に精算を行うことを原則とするが、追加物件に関する追加保険料を払い込むことにより、自動補償限度額を復元することができるものとする。)

② 求償権の不行使

法人の職員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員等、法人の業務または研究に従事するもの(臨時雇用含む)、共同研究者に対する求償権は不行使とする。

2. 役員傷害保険

(1) 保険種目 : 傷害総合保険

(2) 担保内容 : 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術給付金または通院保険金)を支払うものとする

(3) 被保険者 : 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の監事

(4) 死亡保険金受取人: 法定相続人

(5) 被保険者数 : 2名(※ 資料3「傷害総合保険被保険者明細書」参照)

(6) 保険金額 : 死亡・後遺障害 5,000 万円
入院日額 15,000 円
通院日額 10,000 円

(7) 特約条項 : 就業中のみ担保特約条項(執務中のみ担保、通勤途上を含む)

(8) 主な免責事由:

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた事故
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故
- ⑦ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問わず。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)を被保険者が操縦している間に生じた事故
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動
- ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑩ 上記以外の放射線照射または放射能汚染

3. 過去の保険金支払状況

財産保険(火災保険)および傷害保険における過去の保険金支払状況は、資料4「過去の事故状況」記載の通り。

4. その他資料

リスク調査アンケート結果

以上